



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から皆さんにお伝えしたい特に大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

01 ごみの分け方 出し方について

ごみの分別は地域環境を守る大切な取り組みです

収集できないごみがゴミステーション内に増えると、新たにごみを入れるスペースが不足し、処理が困難になります。正しい方法でごみを出してください。

※危険物や分別が不十分なごみは「違反ごみ」となります。違反ごみが見つかった場合、ごみ袋を開封し、排出者に直接指導を行うことがあります。

**収集できないごみについて
燃えるごみ編**

●収集日以外に出されたごみや、比布町のごみ証紙が貼られていないごみは収集できません。

※生ごみが含まれている場合、野生動物が寄ってくる原因になります。必ず収集曜日を守ってください。

●燃やせないごみが混ざっている場合、収集できません。

資源ごみ編

●汚れがひどいものは資源ごみとして出せません。

※すすいでも汚れが落ちないペットボトルは燃えるごみ、ビンは燃やせないごみとして出してください。

●資源にならないものが混ざっている場合（例：スプレー缶）は収集できません。

※スプレー缶は燃やせないごみです。

●キャップが付いたペットボトルは収集できません。

有害ごみ編

●ガス缶・スプレー缶は中身を使い切り、穴を空けずに透明または半透明な袋に入れて「有害ごみの日」に出してください。

●モバイルバッテリーは中身が分かるように「モバイルバッテリー在中」と記入して出してください。

●電池内蔵の製品は、電池が取り外せない場合、本体

ごと「電池付」と記入して有害ごみの日に出してください。

※電池が付いているものは、小型家電としては取り扱えません。

お願い

●ダンボール・新聞・雑誌は必ず束ねて資源ごみの日に出してください。

●ごみの分別については、各家庭に配布している「ごみ分別の手引き」をご確認ください（比布町ホームページにも掲載しています）。また、町公式LINEアカウントでは、

町ホームページ
「家庭から発生する
ごみについて」



今月の町民カレンダーやごみの分別表が簡単に確認できます。



町公式 LINE
今月のカレンダー



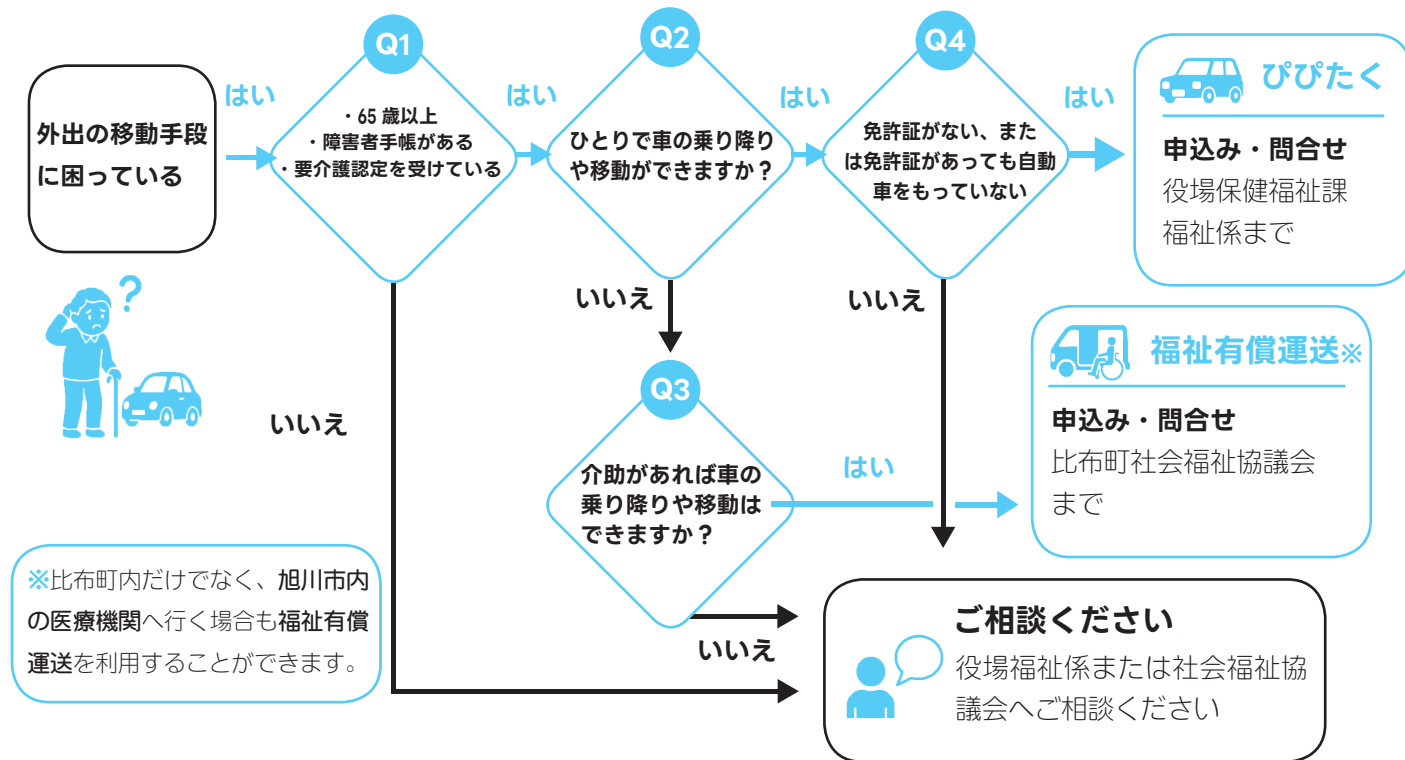
●分別方法が不明な場合は、役場税務住民課までお問い合わせください。

問 税務住民課

税務住民室環境生活係

あなたに合う移動支援はどちら？

質問にそって進むと、利用できるサービスの目安が分かります



03 ぴっぷすスキー場 スタッフを募集します

毎年多くのスキーヤー・スノーボーダーが訪れるぴっぷすスキー場。町の大切なスノースポーツ施設を支えるスタッフの一員に、あなたもなりませんか？

■応募資格

満18歳以上65歳以下で、12月のオープン当初から勤務できる方。

■雇用期間

12月1日(火)～令和9年3月22日(月)
※積雪状況などにより変更する場合があります。

■勤務時間

昼間 午前8時15分～午後4時15分
夜間 午後4時15分～午後8時45分
※圧雪車運転手は勤務時間が異なります。／※勤務時間が変更となる場合があります。

■休日 月4～6日程度

■業務内容

索道係 ①乗客・改札業務 乗客をリフトに乗り降りさせる
②運転業務 リフトを運行し、乗客の安全を監視する
③その他の業務 除雪・雪降りし作業、リフト運行の準備、点検保守作業、施設補修作業など
出札係 リフト券の販売・売上集計作業、受付、施設の清掃など
圧雪車運転手 ゲレンデ圧雪整備、圧雪車整備、施設補修作業など
スキーパトロール ゲレンデ内巡回、ゲレンデ内ネット・ロープ・

マットの管理、危険箇所の確認・補修・閉鎖作業、ケガ人の救助、来場者を安全に誘導するなど

■申込・提出書類

申込期間 8月12日(月)～28日(金)
申込場所 商工観光課 観光係
提出書類 履歴書1通(様式指定)
※町ホームページに掲載または商工観光課にて配布しています。
必要なもの 印鑑(押印していただく書類があります)
募集人数 30人程度。応募者多数の場合は面接を行い、10月中旬に採用通知を発送する予定です。

問 商工観光課 商工観光振興室 観光係

町ホームページ
「ぴっぷすスキー場」
(商工観光課)



02

比布町の移動支援 ぴぴたくと福祉有償運送

移動に不安のある高齢者や障がいのある方などの外出を支援するため、町では「ぴぴたく」を、比布町社会福祉協議会では「福祉有償運送」を行っています。

利用できる方や行き先、料金などに違いがありますので、内容をご確認のうえご利用ください。

ぴぴたく

申込み・問合せ：保健福祉課福祉係

対象者

- 自動車運転免許証を保持していない又は自動車運転免許証を保持していても自動車を保有していない方で、自動車を自分で乗降できるいずれかに該当する方
- 65歳以上の方
- 障害者手帳の交付を受けている方(身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- 要介護認定を受けている方

内容

- 日常生活送迎サービス
- 通院送迎サービス
(ぴっぷクリニックの送迎も可能です。)
- 集会・つどい送迎サービス
- 余暇活動送迎サービス

送迎範囲

町内、町外一部地域(ツルハ当麻店、コメリ当麻店に限定)

利用料

町内無料、ツルハ当麻店・コメリ当麻店へは有料(1回300円)

特徴まとめ

- 自力で自動車に乗降出来る方●車・免許証の保有なし●行き先は町内と限定された町外のみ

ぴぴたくについて

問 保健福祉課社会福祉室福祉係
ぴぴたく号専用電話 ☎85-4800

福祉有償運送事業

問 比布町社会福祉協議会
☎85-2943

福祉有償運送

申込み・問合せ：比布町社会福祉協議会

対象者

- 要支援または要介護の認定を受けている方
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者
- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
- その他肢体不自由、その他障がいを有する方
※受診や買い物等に際し付き添いが必要な方は、介助する方も登録することで同乗が可能です。

内容

ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な要介護者等に対して、町内及び旭川市内の医療機関等への送迎を行います。

送迎範囲

町内と旭川市内の医療機関等

利用料

利用の距離などに応じて運賃、迎車料金、待機料金などが必要
※町内移動の場合は、福祉有償運送利用補助を申請することで補助金が交付され実質無料となります。

特徴まとめ

- 自動車への乗降は介助が必要な方●介助者も同乗できる●行き先は町内と旭川市内の医療機関等

05 令和8年8月から 高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。

高額療養費の上限額が変わります

今回の見直しでは、月ごとの自己負担限度額が引き上げられるため、医療費が高額になった場合、これまでより負担が増えることがあります。一方、長期にわたり治療を受ける方の負担を抑えるため、8月から翌年7月までを対象として「年間上限」が新たに設けられます。

高額療養費制度の上限額（令和8年8月から令和9年7月まで）

適用区分		年収目安	入院＋【月額上限】 世帯ごと 〈多数回該当〉※1	入院＋外来 【年間上限】 世帯ごと	外来 (個人ごと) ※70歳以上
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1％※2 〈140,100円〉	1,680,000円	－
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1％※2 〈93,000円〉	1,110,000円	－
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1％※2 〈44,400円〉	530,000円	－
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 〈44,400円〉	530,000円	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	－	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 〈24,600円〉	290,000円	－
－	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 〈24,600円〉	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
－	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※1 多数回該当とは直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

※2 「＋1％」の計算方法は所得区分によって異なります。詳しくは国保医療係までお問い合わせください。

高額療養費制度見直しに係るQ&A

Q 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A 高額療養費制度の月ごとの自己負担限度額が見直されるため、医療費が高額になった場合は、これまでより窓口で支払う金額が増えることがあります。一方、長期療養者の負担を抑えるため、新たに年間の自己負担上限が設けられます。実際の上限額は、年齢や所得によって異なります。

Q 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書（任意記載あり）または限度額適用認定証等で確認できます。

問 保健福祉課社会福祉室国保医療係



詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください



04 除雪サービス 変更のお知らせ

問 保健福祉課社会福祉室福祉係

在宅で生活している高齢者などで、身体的な理由等により除雪が困難な方に対し、玄関までの通路の確保や屋根の雪下ろしなど、日常生活を送るうえで最低限必要な範囲の除雪を行っていますが、昨年の広報10月号でお知らせしたとおり、作業員が不足しています。

このことから、今年度より除雪サービス制度の一部を変更します。今後とも必要とする方へ安定してサービスを提供できるよう、対象者、実施内容、利用料などを見直します。

■実施箇所

①出入口②車庫前（冬も使う自家用自動車が格納されていること）③家屋根④物置屋根⑤軒下（日常生活に必要な範囲のみ）

■対象者

おおむね75歳以上の在宅高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯並びに障害者世帯又は介護認定（要介護1以上）を受けている単身世帯又は夫婦世帯であって除雪が困難な方
※75歳未満で令和7年度にサービス決定されていた方は経過措置として75歳到達までの期間も対象となります。

■利用料

除雪の実施場所に応じた自己負担に変更予定（生活保護受給世帯は免除）
※利用の自己負担については9月定例会で条例の一部改正が可決された後、新たな利用料を周知する予定です。



除雪サービスの主な変更点（新旧対照表）

項目	旧（～令和7年度）	新（令和8年度～）
対象者世帯	①除雪が自力では困難な世帯 ②加えて次の該当世帯が対象 1）65歳以上の単身世帯 2）65歳以上の夫婦世帯 3）障がい者の単身世帯 4）障がい者のみの世帯 5）母子世帯 ※ 新規申請時に居住地区の民生委員の証明が必要	①除雪が自力では困難な世帯 ②加えて、次の該当世帯が対象 1）75歳以上の単身世帯 2）75歳以上の夫婦世帯 3）障がい者のみの世帯 4）介護認定（要介護1以上）を受けている単身世帯、または夫婦世帯 ※ 1）～3）新規申請時に民生委員の証明が必要 ※ 4）ケアプラン提出又はケアマネ等の証明が必要 ※ 75歳未満で令和7年度サービス決定されていた方は経過措置として、75歳到達までの期間も対象
実施場所	①出入口 ②家屋根 ③物置屋根 ④軒下	①出入口 ②車庫前（冬も使う自家用自動車が格納されていること） ③家屋根 ④物置屋根 ⑤軒下（日常生活に必要な範囲のみ）
自己負担額	除雪に要した費用の1割 (生活保護世帯は免除)	除雪の実施場所に応じた自己負担に変更予定 (生活保護受給世帯は免除)
委託事業者	比布町社会福祉協議会 ・出入口除雪は高齢者事業団が実施 ・平日の屋根雪除雪は民間事業者を活用、土日祝日は社協募集の有償ボランティアで実施	比布町社会福祉協議会 ・出入口除雪は高齢者事業団が実施予定 ・平日の屋根雪除雪は民間事業者を活用予定、土日祝日は社協募集の有償ボランティアで実施予定